

## 小田原短期大学における外部資金等に係る間接経費の取扱い方針

制定 2019 年 11 月 1 日

改正 2026 年 7 月 1 日

### (目的)

第 1 条 この方針は、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針（競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）」（以下、「共通指針」という。）に基づき、小田原短期大学（以下、「本学」という。）における外部資金等に係る間接経費の取り扱い方針について必要事項を定める。

### (定義)

第 2 条 この方針における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「間接経費」とは、直接経費に対する一定比率で手当されることで、競争的資金による研究・共同研究・受託研究の遂行に伴い本学の管理等に必要な経費として、本学が使用する経費を言う。
- (2) 「研究代表者等」とは、本学教職員等で競争的資金の交付を受けた研究代表者及び研究分担者をいう。

### (間接経費の譲渡)

第 3 条 間接経費を含む競争的資金の交付を受けた研究代表者等は、当該間接経費を本学に譲渡するものとする。

### (使途)

第 4 条 間接経費は、次の事業等に充てるものとし、具体的使途は「別表」のとおりとする。

- (1) 本学の研究開発環境の改善及び研究機関全体の機能の向上に係る事業
- (2) 競争的資金による研究実施に伴い必要となる管理等経費

### (間接経費の学外研究分担者への送金)

第 5 条 研究分担者が他の研究機関に所属している場合は、本学は原則として分担金の直接経費に対する一定比率額の間接経費を送金するものとする。

### (繰り越し)

第 6 条 間接経費は、原則として、翌年度に繰り越すことはできない。

### (研究者の転出等に伴う返還)

第 7 条 間接経費は、未使用額がある場合に限り配分機関に返還することがある。ただし、当該外部資金配分機関による特別な定めがある場合は、その定めに準拠することとする。

### (実績報告)

第 8 条 間接経費は、毎年度の使用実績に応じて、翌年度 6 月 30 日迄に当該外部資金配分機関に報告する。

### (執行及び管理)

第 9 条 間接経費は、学長の責任の下で計画的適正に執行すると共に、使途の透明性を確保しなければならない。

- (1) 総務課は実績報告書等を作成し、配分機関に報告するものとする。

(2) 実績報告書等を配分機関に報告するにあたり、総務課はその経費処理の適切性について確認するものとする。

(取り扱いの変更)

第10条 関係府省より共通指針等に見直しがあった場合には、この方針は随時見直すこととする。

附 則

この方針は、2019 年 11 月 1 日から施行する。

この方針は、2026 年 7 月 1 日から改訂実施する。

「別表」

間接経費の主な使途の例示（「共通指針」の例示に準拠）

本学において、外部資金等による研究の実施に伴う管理等に必要な経費のうち以下のものを対象とする。

（１）管理部門に係る経費

（ア）管理施設・設備の整備、維持及び運営経費

（イ）管理事務の必要経費

消耗品費、備品購入費、人件費、通信運搬費、旅費交通費、会議費、印刷製本費、手数料等

（２）研究部門に係る経費

（ア）共通的に使用される物品等に係る経費

消耗品費、備品購入費、賃借料、通信運搬費、旅費交通費、会議費、印刷製本費、新聞雑誌費、光熱水費、手数料等

（イ）当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、消耗品費、旅費交通費、通信運搬費、印刷製本費、賃借料、会議費、手数料等

（ウ）特許関連経費

（エ）研究棟の整備、維持及び運営経費

（オ）実験管理施設の整備、維持及び運営経費

（カ）設備の整備、維持及び運営経費

（キ）ネットワークの整備、維持及び運営経費等

（ク）図書館の整備、維持及び運営経費

など

（３）その他の関連する事業部門に係る経費

（ア）研究成果展開事業に係る経費

（イ）広報事業に係る経費等

※上記以外であっても、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や、本学の機能向上に活用するために必要となる経費などで、学長が必要な経費と判断した場合、執行することがある。ただし、直接経費として充当すべきものは対象外とする。

以 上